

8 市町村公立学校体育施設開放事業

(2)開放事業における施設使用料徴収等について

市町村	施設使用料				徴収のための条例・規則等			照明料		徴収方法
	徴収の有無	対象施設	徴収開始年度	減免制度の有無	条例	規則	要綱(項)	徴収の有無	対象施設	
1 さいたま市	無						H22.4.1	有	運動場	<岩槻区内の夜間照明設置校及び美園中学校以外> 夜間照明操作のコインをスポーツ振興課で販売している。料金は明るさによって600円/時間、800円/時間としている。 <岩槻区内の夜間照明設置校及び美園中学校> 半年に1回「夜間照明使用状況報告書」を開放運営委員会から提出してもらい、使用状況報告書に基づいて市から納入通知書を送付し、各使用団体が使用料を納入する。料金は400円/時間。
2 川越市	有	プール	H14	有	H13.12.21	H14.3.25		無		前納
3 熊谷市	無	運動場・体育館		無				無		
4 川口市	無							無		
5 行田市	無							無		
6 秩父市	無							無		
7 所沢市	無				H20.7.1			有	運動場	使用后、現金で支払い
8 飯能市	無				S55.3.26			有	運動場	窓口にて現金徴収
9 加須市	有	運動場・体育館	H22	有	H22	H22		有	運動場・体育館	体育館窓口にて納付
10 本庄市	有	体育館		有	H18.1.10	H18.1.10		有	運動場	申込申請時に現金で前払い
11 東松山市	有	運動場・体育館	S53	有	H17.6.24	H24.3.28		有	運動場・体育館	予約後、払込窓口にて現金前払い
12 春日部市	無	運動場・体育館・プール		無	H17.10.1	H17.10.1		有	運動場	使用申請の際に徴収
13 狭山市	無					H26.5.1		有	体育館武道場	納付書による納入
14 羽生市	有	体育館	S57	有	S57	S57		有		
15 鴻巣市	有	運動場・体育館	H20	有	H19.6.29	H19.8.14		有	運動場	市で発行する納入通知書により納付
16 深谷市	無							有	運動場	照明料は特定の公民館窓口にて事前払い
17 上尾市	無							有	運動場	窓口(現金)納付
18 草加市	無							有	運動場・体育館	所管課窓口で現金前払い
19 越谷市	無							有	運動場	利用後、実費を納付する
20 蕨市	有	運動場・体育館		有	蕨市公立学校 使用料徴収条例	蕨市公立学校使用料 徴収条例施行規則		有	運動場	照明灯用コインの販売
21 戸田市	無							有	運動場	文化スポーツ課窓口にて、照明用カードを販売
22 入間市	無									
23 朝霞市	無							有	朝霞市立朝霞第一 中学校グラウンド夜間照明	総合体育館でカード購入
24 志木市	無							有	体育館	月で使用した時間数×200円の金額を次の月に支払いをもらう
25 和光市	無					H5.1.1		有	広沢小学校運動場	市指定金融機関にて予約申請時に支払い
26 新座市	無							無		
27 桶川市	無				S62.6.30			有	運動場	申込申請時に前払い
28 久喜市	無					H22.3.23	H22.3.23	有	運動場体育館	使用実績により請求し、納付書により支払い
29 北本市	無			有	S56.3.27	S56.4.1		有	夜間開放する屋内運動場。	納付書の送付による払込み。
30 八潮市	無				S63.3.25	S21.3.31		有	運動場	窓口現金支払い
31 富士見市	無							有	運動場、テニスコート	市民総合体育館に委託し、直接徴収
32 三郷市	有	運動場・体育館	H16	有	H16.3.18	H16.5.31		有	運動場	夜間照明は、申込時に現金で徴収。その他は申請後振込にて使用料を納付
33 蓮田市	無							無		
34 坂戸市	無							有	運動場	主管課窓口で申請時に徴収。 申請時にコインタイマー用のコインを貸与。
35 幸手市	無				S39.4.1			有	運動場	利用申請時に現金にて前払い
36 鶴ヶ島市	有	体育館	H22	有	H21.9.30			無		許可書の受取と同時に使用料を納付する
37 日高市	有	体育館	H26.10.1	有	H26.4.1			有	運動場	チケット購入
38 吉川市	有	運動場・体育館	H18	有	H17.12.26	H18.3.27	H18.4.1	有	運動場	窓口での現金払い
39 ふじみ野市	無							有	運動場	許可申請時に課窓口にて徴収
40 白岡市	有	体育館	S56	有		S56.1.8		有	運動場	体育館使用料：市内6校の内、4校は3時間900円、2校は3時間600円。スポーツ少年団等子どもの利用は免除。学校開放日程調整会議(7月・11月・3月開催)において利用券で納付。利用券は事前にいきいき教育課窓口で購入しておく。運動場の夜間照明はコインタイマー式となっており、コインは事前にいきいき教育課窓口で購入しておく。
41 伊奈町	無							無		
42 三芳町	無							無		
43 毛呂山町	有	運動場・体育館	H21.4.1	有	H21.4.1	H21.4.1		無		予約時に前払い
44 越生町	有	運動場・体育館	H19	有	H18	H18		無		受付窓口にて現金で納付
45 滑川町	無							無		
46 嵐山町	有	その他	H18.7.1	有	H18.3.9			有	運動場	月末締めで納付書を作成し、指定金融機関に納入
48 川島町	有	体育館	H20	有	H20.4.1	H20.4.1		無		
49 吉見町	有	体育館	S48.7.1	有	S48.7.1	H17.7.1		有	運動場	申込申請時に現金で前払い
50 鳩山町	有	体育館	H17	有	H17.3.22	H17.3.28		無		学校への使用申請前に町民体育館で使用券を購入
51 ときがわ町	無							無		
52 横瀬町	有	体育館	H25	有	H25.3.8	H25.3.21		無		申請時に前払い
53 皆野町	有	運動場・体育館	H18	有	H18.9.21	H18.10.31		無		申込み申請時に現金で前払い
54 長瀬町	有	運動場・体育館	S60	有				有	運動場・体育館	使用申請時に徴収
55 小鹿野町	有	運動場・体育館	H18	有	H18.6.26	H18.7.26		有	運動場	現金納付
56 東秩父村	無	運動場・体育館		無				無		
57 美里町	無							有	運動場	コミュニティセンター窓口にて現金払いのみ
58 神川町	無							無		
59 上里町	無							無		
60 寄居町	無							有	運動場	使用申請時に徴収
61 宮代町	無					H19.4.1		有	運動場・体育館	申請時に現金で前払い
62 杉戸町	有					S60		有	運動場	利用申請書提出と料金納付を合わせて行い、受理後、許可書及び領収書を渡す。
63 松伏町	無						H17.4	有	運動場・体育館	学校開放調整会時に徴収